第４回　四万十町人権条例検討委員会

日　時　令和３年３月５日（金）午前１０時００分から
場　所　四万十町役場 東庁舎２階　町民活動支援室
出　席　山本（弘）委員、山本（哲）委員、秋田委員、伊賀委員、船村委員、坂本委員、
　　　　森野委員、高橋委員
　　　　森副町長
事務局　本山町民課長、林生涯学習課長、佐々木大正町民生活課長、細川十和町民生活課長、
　　　　西岡町民課副課長、宮﨑生涯学習課主査
傍聴者　２人

◆議事内容
（１）開会
（２）第３回検討委員会の委員の意見について
（３）第３回検討委員会の意見の回答について
（４）窪川支部の意見・修正案について
（５）各支部・組織の協議の経過、意見について
（６）各支部・組織の協議を踏まえて、条例案の検討
（７）その他

◆質疑等
【山本（弘）委員長】
　第３回検討委員会の意見の回答については、事務局から説明を行い、人権教育研究協議会窪川支部の意見と修正案については、窪川支部長の山本（哲）委員から説明をお願いする。人権教育研究協議会各支部・校長会の意見については、各支部長と校長会長から説明をお願いする。
　人権教育研究協議会各支部や校長会から頂いた意見は、あくまでも皆さんの意見ということをご理解のうえ、第３回検討委員会で出された「たたき台」に対する委員の意見や提案に基づいて、次の検討委員会で改めて事務局から素案を提出して頂き、その素案を検討して条例案を作成したいと考えているで、よろしくお願いする。
【事務局】
　資料「第３回人権条例検討委員会意見集約」「第３回人権条例検討委員会委員の意見の回答」に沿って説明。
【山本（弘）委員長】
　事務局の説明について、ご意見はありませんか。
【高橋委員】
　条例をやさしい言葉にすることについて、前文も含めてやさしいことばでお願いしたい。

【山本（弘）委員長】
人権教育研究協議会窪川支部の意見について、窪川支部の山本（哲）委員から説明をお願いする。
【山本（哲）委員】
窪川支部が作成した資料「資料２、第３回人権条例検討委員会委員の意見の回答について」に沿って説明。
【山本（弘）委員長】
窪川支部の意見について、意見があればお願いする。
【高橋委員】
町のたたき台に対して反論しながら修正案を提示しているが、人権条例ではなく別の基本条例を制定することが窪川支部の考えか？
【山本（哲）委員】
窪川支部の意見は、幅広くみんなが参加できて、福祉を守る審議会の設置を望んでいる。
【高橋委員】
町の原案ではだめで新たな審議会を設けて条例案を作れという意見と、原案に対する修正案の整合性はとれているのか？
【山本（哲）委員】
町の憲法の解釈に対する見解の違いがある。
【高橋委員】
町の原案はやめて、新しい審議会を設けて、そこで話し合いましょうという意見か？
【山本（哲）委員】
最終的には、そのような意見になった。
【山本（弘）委員長】
原案に対する修正案を出していることと、資料２に対する委員の意見の回答については、全く整合性がとれていない。新たに委員会をつくり条例案を検討しなさい、といいながら、修正案を出しているのはどういうことか。
修正案の人権と福祉のまちづくりは、前文は全く違うが、本文の内容はあまり違いがみられない。
【森野委員】
条例は必要ないというのが窪川支部の役員の意見ととらえる。同和行政終結を持って条例を必要としないと書いておきながら、付記には福祉の考えについて書かれているが、すでに、地域福祉計画が策定され、その中で、福祉の基本理念、現状、取り組みが述べられており、人権と福祉の整理がつかないものになってしまうのではないか。
【山本（弘）委員長】
福祉部門まで広げると幅のひろいものになってしまう。福祉部門については福祉計画が策定されており、現在、定められていないのが人権を尊重する部門であり、人権と福祉を一緒にせずに、人権部門ついては人権条例として整備し、福祉部門については福祉計画を見直していくことになるのではないか。

それでは、修正案について、説明をお願いする。
【山本（哲）委員】
窪川支部の修正案について、「資料３、（仮称）四万十町人権尊重のまちづくり条例案（たたき台）について」に沿って説明。
【山本（弘）委員長】
窪川支部の修正案について、意見はありませんか。
【高橋委員】
窪川支部は、同和行政の終結宣言があるので、あえて人権条例を作るな、との意見ですね。
現代の差別問題は可視化されにくくなっており、それを前提にSDGｓの取り組みなどがあり、人権条例の制定に取り組んでいるのだと思っている。窪川支部の同和行政の終結宣言によって人権条例は必要のない町という考えは違うのではないか。新たな基本的人権の侵害に対応する理念を示すものとして、条例の制定があるではないか。
修正案の目的の中にある日本国憲法が保障する基本的人権の尊重にのっとること、また、町民の権利などを明記することは大切なこと。
【森野委員】
人権とは何か、素直に人権は人間が人間らしく生きること、として考えたらよいのではないか。
【山本（弘）委員長】
これは、窪川支部の提案・意見として受け止めて頂いたら良いのではないか。
他に意見が無ければ、ほかの支部と校長会の意見をお願いする。
【秋田委員】
大正支部の役員で話し合った意見を報告する。
なぜ今、条例をつくるのか。アジェンダなどの横文字については注釈・説明がほしい。前文が長い。縛りがある条例は良くない。町の人権施策が今のままで良ければあえて条例を制定する必要はないのではないか。やわらかい言葉で示したほうが理解されやすい、図式化や絵で示すと子どもたちにも理解しやすいのではないか。
【伊賀委員】
十和支部の役員で検討した意見は次のとおり。
前文は長すぎるので集約する。
条例案の比較表について、第３条の基本理念は第２案がすっきりしている。第７条は、町は人権尊重のまちづくりを推進するため、関係機関等との連携を高め、人権施策に関する基本的な計画（以下基本計画という）を策定し、推進体制の充実に努めるものとする。２項と３項は１案とする。第９条は１案とする。
【坂本委員】
校長会では、事前に資料を送り各校長に見て頂いたが、人権条例を制定するしないと言う意見は頂いていない。
校長としての立場は、これをどのように活用していくかと考えている。

【山本（弘）委員長】
　各委員からご意見を出していただいた。
　第３回検討委員会で示したたたき台に対して、検討委員会の委員から意見や提案がでてきているので、それらの意見を加えた素案を事務局で作成して頂きたい。
　次の検討委員会では、事務局で作成した素案をもとに検討を進め、あと２回から３回の検討委員会を経て、案としてまとめることができればと考える。
　今日の各支部の意見について、各委員の腹に入れていただき、次の素案の検討ではそれを念頭にご協議をいただきたい。
【副町長】
　これまでの協議を踏まえ、各支部の意見の違いを改めて認識した。
　町としては、人権全体を包括する条例を目指していきたい。各支部の立場や委員の意見を頂いたことを踏まえ、次の検討委員会に改めて素案を提案したいと考える。
【山本（弘）委員長】
　委員から意見が出そろってきたと思うので、それを集約したうえで、意見を反映した素案を作成し、次回の策定委員会に提出していただきたい。
　以上で、閉会とします。